

<別紙>募集後の手続きの流れ

時期	手続き等		提出書類								
	岐阜県	フードバンク団体等									
R4. 10. 27 日	補助金の 募集開始										
R4. 10. 27 日 ～11. 16 日		①補助金の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の案 (実施要領様式第2号) ・見積書 ・カタログなど仕様がわかる資料 								
11 月中旬 ～11 月下旬	内報通知 (採択結果)										
内報後		②計画承認申請書 の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・計画承認申請書 (実施要領様式第1号) ・実施計画書 (実施要領様式第2号) ・見積書 ・カタログなど仕様がわかる資料 ・設置場所を記した地図 ・整備する冷蔵・冷凍庫の管理運営規定 ・その他、申請者の区分に応じて 次の資料 <table border="1" data-bbox="943 1323 1353 1715"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td>定款(写し)、活動状況が分かる資料</td> </tr> <tr> <td>任意団体</td> <td>規約、広報誌など活動状況が分かる資料</td> </tr> <tr> <td>規約のないグループ・個人</td> <td>広報誌など活動状況が分かる資料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資料	法人	定款(写し)、活動状況が分かる資料	任意団体	規約、広報誌など活動状況が分かる資料	規約のないグループ・個人	広報誌など活動状況が分かる資料
	区分	資料									
法人	定款(写し)、活動状況が分かる資料										
任意団体	規約、広報誌など活動状況が分かる資料										
規約のないグループ・個人	広報誌など活動状況が分かる資料										
	事業実施計画 承認通知										
計画承認後		③補助金交付申請 書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 (交付要綱第1号様式) ・事業計画書 (交付要綱第2号様式) 								

※次項に続く

時期	手続き等		提出書類
	岐阜県	フードバンク団体等	
計画承認後			<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書 (交付要綱第3号様式) ※県の支払い実績がない場合は以下の書類が必要 ・口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票
	補助金交付決定		
交付決定後		④着手届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金着手届 (交付要綱第6号様式)
事業実施		⑤事業実施 (冷蔵・冷凍庫の購入・設置)	
事業実施後		⑥完了届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金完了届 (交付要綱第6号様式)
	確認検査の実施	※確認検査の立ち合いが必要	
検査後		⑦実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書 (交付要綱第7号様式) ・実施実績書 (実施要領第2号様式) ・整備した冷蔵・冷凍庫の状況が分かる資料(写真等) ・整備した冷蔵・冷凍庫の管理運営規定 ・本事業に要した経費が分かる資料(領収書等)
	額の確定の通知		
額の確定後		⑧交付請求書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付請求書 (交付要綱第8号様式)
～R5. 3. 31	補助金の交付		

※「実施要領」とは「フードバンク活動施設整備支援事業実施要領」を、
「交付要綱」とは「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」を指します。